

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

# 債権の差押えと取立てをめぐる諸問題への対応実務

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業には平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滞納整理を執行し、滞納の圧縮を図るには、給料、預金、売掛金及び貸付金等の債権の差押えが最も効果的であります。また、滞納処分における差押債権については、第三債務者が任意に支払いに応じない場合には、第三債務者の財産についての自力執行権がないため裁判所に強制執行を申し立てて強制的に取り立てる必要があります。強制執行を申し立てるには債務名義が必要であり、債務名義を取得するには差押債権取立訴訟などの訴訟手続きによることとなります。

本講座では、債権差押えに係る具体的な調査要領、債権の差押えが競合した場合、債権が譲渡されている場合など、ポイントごとに解説いたします。また、譲渡禁止特約付債権の譲渡と滞納処分の差押及び債権の取立てに活用できる支払督促手続きについてわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：2020年2月6日(木) 13:00~17:00  
 2月7日(金) 9:30~16:00  
 会 場：本会専用教室 (大阪市西区鞆本町1-8-4)  
 大阪科学技術センタービル内)

講 師：元)大阪国税局特別国税徴収官 山下 栄 氏

参加料 (負担金)	本会会員(1名)	一 般(1名)
参加料	29,000円	32,000円

※参加料には、別途消費税がかかります。  
 ※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

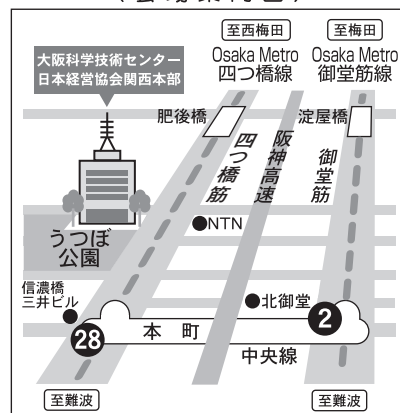
申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)  
 なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。  
 ・電話予約も受け付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)  
 ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。  
 ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。  
 ・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご 宿 泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)\*宿泊料は変更になる場合がございます。

ホ テ ル 名	宿 泊 料 ( シ ン グ ル )	交 通	ホ テ ル 電 話
リーガプレイス肥後橋	8,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

＜会場案内図＞



- 大阪方面よりお越しの場合
  - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
  - 新大阪方面よりお越しの場合
    - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
    - なんば方面よりお越しの場合
      - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
      - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

お申込み お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：重藤)

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階  
 TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <https://www.noma.or.jp>  
 (※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

▶ プログラム ◀

1. 債権の差押え

- (1) 債権の差押手続
- (2) 債権差押えの効力発生の時期
- (3) 債権の特定
- (4) 履行の禁止
- (5) 取立て等の禁止
- (6) 差し押さえる債権の範囲

2. 債権差押えに係る調査のポイント

- (1) 売掛金の差押え
- (2) 貸付金の差押え
- (3) 給料の差押え
- (4) 抵当権付債権の差押
- (5) 被差押債権の時効と債務承認書
- (6) 債権差押えと第三債務者がする相殺
- (7) 債務免除がされている場合の処理

3. 他の執行機関から差し押さえされている場合

- (1) 他の徴税機関からの差押え
- (2) 強制執行による差押え
  - ① 滞調法
  - ② 収益執行
  - ③ 物上代位

4. 債権が譲渡されている場合

- (1) 債権譲渡と第三者対抗要件
- (2) 債権譲渡特例  
(法人による債権譲渡と債権譲渡登記ファイル)

- (3) 譲渡禁止特約のある債権について、滞納処分による差押えと債権譲渡とが競合した場合の措置
  - ① 従来の処理
  - ② 民法債権法改正後の対応

5. 差押債権の取立てと支払督促手続

- (1) 差押債権の取立て
  - ① 差押債権に係る弁済の履行催告
  - ② 弁済期限の猶予の申出があった場合の処理
- (2) 訴訟制度の概要
  - ① 通常訴訟
  - ② 少額訴訟
  - ③ 督促手続
- (3) 支払督促申立手続について

〈講師紹介〉

元) 大阪国税局特別国税徴収官

**山下 栄氏**

1967年 大阪国税局入庁  
 1988年 大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課 審理主査  
 1994年 大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課 総括主査  
 1997年 大阪国税局 徴収部 統括国税徴収官付 総括主査  
 2007年 神戸税務署 特別国税徴収官  
 2008年 退職  
 その後、地方自治体において徴収職員の指導、処理困難事案の相談、不動産公売の指導や職員の研修指導を行う。

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)  
(3.5)

キ.....リ.....ト.....リ.....線

FAX(06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部(重藤)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA 「債権の差押えと取立てをめぐる諸問題への対応実務」講座参加申込書(12312)			2020.2/6~7
(フリガナ) 役 所 名 (団 体)			TEL ( ) FAX ( )
所 在 地	〒		・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> その他 (該当にレ印をつけてください。) ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 29,000円 (*別途消費税がかかります) <input type="checkbox"/> 一般(1名) 32,000円 所 属 _____ ご連絡担当者 _____
(フリガナ) 参 加 者 氏 名	所 属 ・ 役 職 名	担 当 経 験 年 数	
(フリガナ)		年 カ月	
(フリガナ)		年 カ月	
(フリガナ)		年 カ月	
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。⇒ [ _____ ]			

※該当する箇所の□に✓印をおつけください。 ※経年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。  
 [ ※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。 ② がご不要の場合は□にチェックしてください。 — □ 不要 ]  
 [ ① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナーなど本会事業のご案内 ]